

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL 22-2111 内線 263

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給 付金のお知らせ

《町民生活課》

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して価格高騰緊急支援給付金が支給されます。

●支給対象者

次の①または②に該当する方
①世帯員全員の令和四年度住民税（均等割）が非課税の世帯の世帯主

※ただし、課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象となりません。

※右記で対象外となる世帯の世帯主に対し、町独自で給付金を支給する予定です。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

②予期せず令和四年一月から令和四年十二月までの家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税相当の収入となった世帯の世帯主

●支給額

一世帯あたり五万円

●支給手続き

（1）右記①に該当する方

・世帯員全員が令和四年一月一日以前から現住所にお住まいの場合、令和四年九月三十日時点でお住まいの市区町村から確認書が届きますので、必要事項を記入のうえ提出ください。

・世帯の中に、令和四年一月二日以降に転入した方がいる場合は、令和四年九月三十日時点でお住まいの市区町村に申請が必要です。

（2）右記②に該当する方
・申請時にお住まいの市区町村に申請が必要です。
※対象と思われる方で確認書等が届かない場合はお問い合わせください。

※郵送による申請も可能です。

●申請期間

令和四年十一月一日（火）～

令和五年一月三十一日（火）

午前八時三十分～午後四時三十分

（土・日・祝日は除く）

●申請場所

国際交流会館 ロビー

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班

（内線161）

原油価格・物価高騰 対策臨時福祉給付金 のお知らせ

《町民生活課》

原油価格・物価高騰による経済的負担の軽減を図り、生活・暮らしの支援を行うことを目的とし、住民税非課税世帯に対して原油価格・物価高騰対策臨時福祉給付金が支給されます。

●支給対象者

令和四年九月三十日時点で鶴田町に住み登録があり、世帯員全員が令和四年度住民税（均等割）が非課税の世帯の世帯主

※ただし、課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、支給までの間に世帯員全員が住民登録から削除された世帯は対象となりません。

●支給額

一世帯あたり一万円

●支給手続き

給付金の対象と思われる方には申請書が届きますので、必要事項を記入のうえ提出ください。
※対象と思われる方で申請書が届かない場合はお問い合わせください。

※郵送による申請も可能です。

●申請期間

令和四年十一月一日（火）～

令和五年一月三十一日（火）

午前八時三十分～午後四時三十分

（土・日・祝日は除く）

●申請場所

国際交流会館 ロビー

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班

（内線161）

水道料金免除のお知らせ

《建設整備課》

エネルギー・食料品価格等の物価高騰への支援のため、町では左記のとおり水道料金を五ヶ月間免除いたします。

●期間

令和四年十二月分（十一月使用分）

令和五年四月分（三月使用分）

●免除額

上水道基本料金及びメーター使用料（上水道超過料金及び下水道料金は通常どおり）

●対象世帯

全世帯（事業所等含む全契約者となります）

●申請方法

申請等は不要です

●問い合わせ先

建設整備課 上下水道班

（内線281・284）

新型コロナウイルス感染症対策について

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

—県知事メッセージの内容—

1. 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
 2. 風邪症状などがある方は、出勤・登校・登園等を控えましょう。
 3. 人との距離が十分確保できない状況で会話をする場合は、マスクを着用しましょう。
 4. 各場面において、効果的な換気を徹底しましょう。
- ◎ オミクロン株は、感染拡大の速度が非常に速く、密集・密閉・密接への対策を1つでも欠くと、感染する危険性が高くなります。
- ◎ お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

訓練放送のお知らせ

《総務課》

令和四年十一月十六日（水）
午前十一時頃（予定）に、防災行政無線や登録制メール（つるりんほっとメール）を使用して、Jアラートの訓練放送がありますので、予めご了承ください。

●問い合わせ先

総務課 人事行政班
（内線271）

廃校になった小学校を活用しませんか

《総務課》

令和二年三月に管内小学校の統廃合に伴い閉校となった廃校施設の校舎、土地等の有効的な利活用について、産業の振興、雇用の創出、地域の活性化に寄与する事業者等を公募型プロポーザル方式により売却します。詳細については、町ホームページに掲載の募集要領をご覧ください。

●対象施設

・旧梅沢小学校

●募集要領の配布

令和四年十一月一日（火）
～十一月三十日（水）

●応募書類の提出

令和四年十二月十九日（月）
～十二月二十七日（火）

●公募型プロポーザル

入札方式の一種で、定められた要件に対し、民間事業者が技術提案書と価格を提示。提出された案を自治体を選定し、決定する方式。

●問い合わせ・提出先

総務課 財務班
（内線275・276）

鶴田町民ソフトバレーボール大会開催について

《教育委員会》

バレーボールを通じて、健康増進と町民相互の親睦を深め、併せてソフトバレーボールの普及を図り、まちづくりの一端に寄与するため、次のとおりソフトバレーボール大会を開催します。

●開催日時

十二月十八日（日）
開会式 午前九時

●場所

鶴田町体育センター

●参加資格

町内在住または町内に勤務する方

●試合方法

四人制（男女混合の男性二人・女性二人、または女性四人）

●チーム編成

一チーム六人以内

●申込締切日

十二月一日（木）

●問い合わせ・申込先

教育委員会 社会教育班
（内線215）

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

《町民生活課》

●ヘルプマークとは

外見では障害があると分からなくても援助や配慮が必要だということを周囲に知らせるためのものです。このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク
（赤色）

●ヘルプカードとは

障害のある方が困った時に助けを求めるためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けができる人」をつなぐカードです。このカードの提示がある

りましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。



ヘルプカード

●配布方法など

対象者は、鶴田町在住で、身体障害、知的障害、発達障害のある方など、援助や配慮を必要としている方です。（障害者手帳の有無は問いません）配布場所は、町民生活課福祉支援班③番窓口です。

申請方法は、「ヘルプマーク・ヘルプカード配布申込書」を窓口へ提出してください。申込書は、窓口に準備しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

●ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について

青森県ではポスターの掲示やチラシの配布、左記ホームページなどによりPRを行い、普及活動に取り組んでいます。
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/he-rupumaku.html>)

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
（内線163）

11月行事予定

～小学校～

10日（木）就学児健診、入学説明会
21日（月）音楽鑑賞会
29日（火）参観日

～中学校～

2日（水）鑑賞教室
8日（火）～10日（木）修学旅行



11月30日（水）は

固定資産税4期分、

国民健康保険税5期分

の納期限です

十一月は第二・ 第四日曜日にマ イナンバーカー ドの交付受付を 実施します (完全予約制)

《町民生活課》

マイナンバーカードのまだお持ちでない方(※1)に、十一月中旬から十二月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。(※2)スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます(※3)。

《町民生活課》

現在、マイナンバーカードの交付受付窓口が大変混み合っていることから、左記のとおりマイナンバーカードの臨時交付受付窓口を開設します。希望する方は必ず電話または町民生活課窓口で事前にご予約ください。(予約は休・祝日を除く平日のみ受付)

※平日及び休日窓口(第二・第四土曜日)は、これまでどおり交付・申請受付を行っています。

●日時

十一月十三日(日)
十一月二十七日(日)
両日ともに
九時～十二時

●交付受付場所

役場町民生活課①・②窓口

●問い合わせ及び予約先

町民生活課 ぐらしの窓口班
☎ 22-2111

マイナンバーカードをまだお持ちでない方(※1)に、十一月中旬から十二月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。(※2)スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます(※3)。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。

最大二万円分のポイントがもらえるマイナンバーカードの申込にはマイナンバーカードが必要です。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は十二月末となっておりますので、早めの申請がおすすめです。

この機会に是非マイナンバーカードを取得してください！

※1 以下のような方には、交付申請書は送付されません。

① 七十五歳以上の方で、令和二年度または令和三年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方

② 令和四年一月一日以降に出生または国外から転入された方

③ 在留期間の定めのある外国人住民の方

④ 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

※2 最近、マイナンバーカードを申請・取得した方に、本案内が行き違いで届いた場合はご容赦ください。その場合、改めての申請は不要です。

※3 郵送等での申請も可能です。

●問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
☎ 22-2111



スーパーストア
鶴田フッドリ
バーモール店にて
マイナンバーカ
ードの申請受付
を実施します
(auStyleイオンモ
ールつが、auSta
le弘前西スタッ
プが申請サポート
します)

《町民生活課》

手ぶらでマイナンバーカードの申請ができますので、是非お気軽にお立ち寄りください。

(鶴田町民以外の方も申請できます。マイナンバーカードができましたら、住民登録地の市町村窓口にて本人受取となります。)

●開催日時

十一月三日(木・祝日)
十一月六日(日)
十一月二十三日(水・祝日)
九時三十分～十二時
十三時～十七時

●開催場所

スーパーストア鶴田フッドリ
バーモール店
フッドコート内

●問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
☎ 22-2111

マイナンバーカードを取得すると 鶴田町商工会共通商品券(5,000円分)がもらえます！

町では、マイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の生活及び地域経済を支援するため、マイナンバーカードを既に持っている方や新規に取得する方に、1人につき5,000円分の鶴田町商工会共通商品券を差し上げています※。(数に限りがあります。8,000人に到達次第終了します。)是非、この機会にマイナンバーカードを取得しましょう！

※最新の商品券交付者数と残数については、町ホームページ「ぐらしの窓口」→「マイナンバーカード普及推進事業に基づく商品券交付状況」に掲載しています。

●問い合わせ先 町民生活課 ぐらしの窓口班 (内線153、154)

※6月1日以前に既にお持ちの方には6月中に簡易書留郵便により送付しています。

令和4年



町の保健だより



連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）

◆新型コロナワクチンに関するお知らせ◆

オミクロン株 BA.1 型・従来株対応2価ワクチンによる追加接種【12歳以上】

- ・対象は、初回接種（1・2回目）を完了し、前回の接種日から3か月以上経過した12歳以上の方です。
※接種間隔が5か月から3か月に短縮されました。
- ・接種券を接種日の早い順番に小分けにして発送しています。届くまでお待ちください。

初回接種（1・2回目）【12歳以上】

- ・11月以降も従来型ワクチンによる初回接種（1・2回目）を継続して実施しています。
- ・初回接種用のワクチンが供給終了となる予定です。接種を希望する方は、年内の接種完了をご検討ください。

小児接種【5～11歳】

- ・小児（5～11歳）を対象とした初回接種（1・2回目）及び追加接種（3回目）は、10月から広域接種（西北五医療圏域）も可能となりました。
- ・広域接種で受けられなかった方は、町での集団接種日程をお知らせしますので、お電話でご相談ください。
- ・初回接種（1・2回目）、追加接種（3回目）ともに小児用ファイザー社ワクチンを使用します。
- ・接種を判断する材料として、同封する「厚生労働省新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」を参考にしてください。

- | | |
|-----------------------|--|
| 小児
初回接種
(1・2回目) | ・現在、平成29年9月21日生まれのお子さんまで接種券を発送しています。1回目接種時点で5歳に到達しているお子さんが対象です。
・すでに接種券が届いている方で、これから接種を希望する場合は、お電話でご相談ください。 |
|-----------------------|--|

- | | |
|---------------------|---|
| 小児
追加接種
(3回目) | ・2回目接種日から5か月以上経過した小児（5～11歳）が対象です。
・令和4年6月までに2回目接種を終了した方には、「接種券」を発送します。 |
|---------------------|---|

乳幼児初回接種【生後6か月～4歳】

- ・11月24日（木）より、広域接種（西北五医療圏域）が始まります。
- ・対象の方には、11月中旬から順次接種券を発送します。日程等の詳細は、同封するチラシをご覧ください。

◎各接種の対象年齢は、接種時点の満年齢です。

◎接種券に同封しているお知らせの「予約開始日時」以降にご予約ください。

◎転入された方や接種券を紛失された方は、お問い合わせください。

◎予約・相談専用電話 **TEL 0173-22-6001**（平日 午前9時～午後4時30分）

★県が設置しているワクチン接種会場については、県ホームページ「広域接種会場設置のお知らせ」をご覧ください。

<https://aomori-vaccine.net/> 県広域接種コールセンターTEL 0570-001-187(午前9時～午後8時 土・日祝日可)

◆新型コロナウイルス感染症対策について◆

《感染について心配な方》

- ・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653
- ・受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108

《健康面（後遺症含む）・予防方法について心配な方》

- ・県コールセンター TEL 0120-123-801
- ・役場 健康保険課 TEL 22-2111

介護予防事業 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日：11月7日（月）、11月14日（月）

★場 所：鶴遊館 ★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～）※会場には9時30分以降にお越しください。

※11月より行政区ごとの指定日がなくなりました。体調が普段と違う場合は、参加をご遠慮ください。



「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。安心してお越しください。

★日 時：11月7日（月）、11月21日（月）午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室



食生活改善推進員（みつば会）による調理実習のお知らせ

★日 時：12月6日（火）午前10時～11時

★場 所：鶴遊館 調理室

★対 象：どなたでも参加できます

★メニュー：お正月（郷土）料理 ★参加費：200円

★申込み：11月30日（水）まで健康長寿班へ

★持ち物：エプロン・三角巾・手ふきタオル

※マスクを着用してご参加ください。試食はせず、作ったものはお持ち帰りいただきます。

発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合は、各種行事への参加を控えてくださるようお願いいたします。
また、来場する際はマスクの着用にご協力をお願いします。

冬期総合健診のお知らせ：11月27日（日）、28日（月）、29日（火）の計3日間

健診の申込みは随時受付しています。今年度対象で、夏期総合健診を受けられなかった方は、ぜひご利用ください。

11月は児童虐待防止推進月間です

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちばやく）

※児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。匿名で行うことも可能です。内容や連絡者に関する秘密は守られます。